

議案第 6 5 号

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 9 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定審査等に係る手数料について定めたいため。

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第35号中「指定審査」の次に「次に掲げる額（ただし、同一事業所についてア及びウの申請を同時に行う場合の手数料の金額は、35,000円とする。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 指定介護予防支援事業者の指定 1件 30,000円

第2条第36号中「指定更新審査」の次に「次に掲げる額（ただし、同一事業所についてア及びウの申請を同時に行う場合の手数料の金額は、10,000円とする。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 指定介護予防支援事業者の指定の更新 1件 10,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の交野市手数料徴収条例の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。